

公 示 送 達 書

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は宇多津町税務課が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和 8 年 7 月 1 4 日

宇多津町長 谷川 俊博



記

送達をうけるべき者の氏名（名称）	送達すべき書類を特定するために必要な情報	通知書番号
大野 るみ	介護保険法第 129 条、第 143 条	0000083469
HAHMANN BRUNO	介護保険法第 129 条、第 143 条	0000065409
三萩 浩	介護保険法第 129 条、第 143 条	0000076356

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。